

第6章 畜 産 局

第1節 畜産活性化総合対策

1 対策の趣旨

我が国畜産は、経済の高度成長を背景とする国民食生活の高度化、多様化の進展の中で、経営規模の拡大を伴いながら急速な量的拡大を遂げ、農業の基幹的部門に成長し、国民食生活の向上及び農業所得の確保に重要な役割を果たしてきた。

近年、国民経済の安定成長が定着するなかで、量的拡大から質的充実への国民の関心の移行、高齢化社会の進行等により食料消費は量的に飽和状態に達しつつあることなどから、畜産物の需要は、従来のような高いペースでの伸びから穏やかな伸びに転じている一方、平成3年度からの牛肉の輸入自由化等国際化の進展の中で、生産性の向上等を図りつつ、合理的な国内生産の振興に努めることが喫緊の課題となっている。

また、水田営農の活性化、農地利用の集積等により、地域農業の再編成及び農業構造の改善を推進するため、その重要な担い手である畜産部門とりわけ土地利用型畜産の果たす役割が重要となってきている。

これらの畜産をめぐる内外の諸情勢を踏まえ、肉用牛生産の振興、ゆとりある酪農経営の創出、環境保全型畜産の推進、自給飼料基盤の拡大等を図り、畜産主産地の活性化及び畜産物の需給動向への的確な対応に重点を置いて、地域農業の特性並びに農業者等の自主性及び創意工夫を生かしつつ、生産から流通・消費にわたって整合性のとれた畜産施策を展開しようとするものである。

2 対策の実施

畜産活性化総合対策は、市町村農業生産総合振興計画、あるいは、都道府県農業生産総合振興基本方針に即し、各種関連対策との連携の下に、地域畜産活性化総合対策事業及び広域畜産活性化総合対策事業を市町村段階、都道府県段階を通じて総合的かつ有機的に実施するものである。

5年度においては、肉用牛等大家畜について、生産

性の向上、品質の向上等を推進するとともに、担い手の育成確保、畜産主産地の活性化を図ることとし、関連対策を集中的・重点的に実施した。

(1) 地域畜産活性化総合対策事業

この事業では、市町村段階における総合的な振興計画に基づき、当該市町村において草資源、家畜、畜産施設、家畜ふん尿の土地還元等が全体として均衡のとれたものとなるよう、担い手の育成確保対策、畜産経営体質強化対策、飼料生産利用対策、環境保全型畜産確立対策等に係る各種事業を弾力的かつ効率的に実施した。

(2) 広域畜産活性化総合対策事業

この事業では、都道府県段階において行う事業については、都道府県の畜産活性化総合対策に関する基本方針に即し、全国段階において行う事業については、全国の見地から調整を図りつつ、広域畜産施設の整備対策、畜産技術向上施設の整備対策、担い手育成・確保対策等の推進指導、飼料生産利用対策の推進指導、家畜改良増殖対策、家畜衛生対策、畜産物の流通・需給調整対策、畜産新技術普及対策、農業団体等による畜産活性化総合対策の推進指導等の事業を総合的に実施した。

表1 予算額

地域畜産活性化総合対策事業	90億円
広域畜産活性化総合対策事業	68億円
合 計	158億円

第2節 酪 農 対 策

1 牛乳乳製品の需給

生乳生産は、3年の夏以降5年度前半までは好調に推移した。

一方、飲用牛乳の消費は、近年順調に伸びてきていたが、3年度及び4年度は前年並みで推移し、5年度は引き続き景気の低迷、冷夏の影響等から前年度をわずかに下回った(503万t、前年比1.5%減)。

以上から、4年度以降5年度半ばまで乳製品向け生乳処理量が大幅に増加する一方、乳製品の需要は景気後退等の影響から全体としては伸び悩んだため、バターを中心に乳製品の需給は前年度に引き続き緩和基調で推移した。

このような中で、生産者団体は5年度の年度途中で生乳の計画生産目標数量を下方修正し、生産を抑制した結果、生乳生産は5年9月以降前年を下回って推移し、5年度では前年度をわずかに下回った（855万t、前年比0.8%減）。

2 牛乳乳製品の流通調査

(1) 牛乳乳製品生産費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく指定乳製品の安定指標価格及び加工原料乳の基準取引価格の算定に必要な主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）の生産費、飲用牛乳等の価格並びに需給安定に関する施策の基礎資料とする。

牛乳の生産費を把握するため、主要な乳製品工場、市乳処理場を対象として、牛乳乳製品の製品別原材料費、加工処理に要する経費、一般管理販売費及び支払利子について、上期・下期の2回調査を行った。

(2) 牛乳乳製品工場調査

乳業の合理化を図るための基礎資料を得るため、全工場を対象として、工場の規模、設備の状況、稼働状況及び製品生産状況について調査した。

(3) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の保証価格の算定基準とするとともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場で牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集乳所経費を、また団体については、生乳販売手数料も合わせて、8月及び2月の年2回の調査を行った。

(4) 牛乳小売実態調査

飲用牛乳などの小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大を推進する資料とするため、大都市（東京、大阪）の牛乳小売店200店舗余を対象として、種類別、販売先別販売数量並びに販売店の従業員の労力状況、経営状況などを調査した。

(5) 牛乳乳製品価格調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工

原料乳の基準取引価格及び指定乳製品の安定指標価格の算定のための基礎資料とするほか、酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者及び小売業者を対象として、その仕入及び販売価格を調査した。

(6) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情の把握の資料とするため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

(7) 乳製品流通消費調査

酪農行政に必要な牛乳乳製品の需給事情を把握するため、牛乳乳製品の製造業者及び乳製品の実需者を対象として、乳製品の種類別及び用途別の消費量を調査した。

3 生乳流通改善対策

(1) 本対策の趣旨

生乳流通の合理化の促進及び生乳計画生産の強力な推進等を行うため、都道府県、㈫中央酪農会議及び指定生乳生産者団体等に対し指導及び助成を行った。

(2) 本対策の事業実施概要

ア 生乳需給調整等対策事業

都道府県は、生乳の適正かつ円滑な需給の調整を図るため、(ア)都道府県生乳需給調整会議を開催する等、生乳の生産出荷の調整を図るための指導、(イ)生乳生産者団体、地域乳業者を対象とした生乳の生産、搬出入等の調査分析、(ウ)乳質管理向上に関する検討会を開催し、乳質管理向上対策につき指導を実施した。

イ 指定団体生乳需給調整推進事業

指定生乳生産者団体は、需給に即した生乳の計画的生産の円滑な推進及び業務の円滑な運営を図るため、(ア)県域及び地区ごとに生乳生産計画推進会議の開催及び現地指導、(イ)生乳生産の動向を把握するための酪農家の実態調査等を行った。

ウ 中央団体生乳流通改善調整指導事業

(㊂)中央酪農会議は、指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売、生乳計画生産及び生乳出荷調整について、その円滑な推進を図るため、(ア)全国及び地域生乳需給調整会議を開催するとともに、指定生乳生産者団体の生乳受託販売計画の指導調整、(イ)指定生乳生産者団体の組織の強化、生乳の受託販売体制の整備充実などを図るための現地指導、専門家による経営診断及び生乳受託販売促進研修会等の開催、(ウ)生乳の計画生産を円滑に推進するため現地調査の実施、全国生乳計画生産推進会議の開催等のほか、生乳の計画的生産の調査分

析を行った。

エ 高品質生乳生産供給合理化対策事業

乳質ニーズの高度化に対応し、乳質検査・推進体制の整備と生乳取引の合理化を推進し、高品質生乳生産供給体制の確立を図った。

(ア) 高品質生乳生産供給合理化事業

高品質生乳生産供給合理化計画に基づき、生乳検査・指導体制の整備効率化に必要な乳質検査機器（SNF測定器、体細胞数測定器、細菌数測定器、連続自動測定調製機）を都道府県、指定生乳生産者団体等において導入した。

(イ) 高品質生乳生産供給合理化推進事業

指定生乳生産者団体において生乳取引の合理化、乳質検査・指導体制の整備等を内容とする生乳生産供給合理化計画の推進を図った。また、(ロ)中央酪農会議は、衛生的乳質（生乳中の体細胞数）とともに成分的乳質（生乳中の乳蛋白質）を加味した生乳取引の前提となる取引内容及び取引上解決すべき問題事項等について検討を行った。また、全国的な需給調整及び集送乳の合理化を図るため、情報処理分析システムの検討、開発等を行った。

オ 地域酪農高度化促進事業

消費者ニーズの高度化、多様化に応じ、高品質な生乳生産利用を促進するため、乳質改善の特別指導、乳製品加工施設または生乳検査指導体制の整備をモデル地区の農協、農協連等で実施した。

(カ) 地域酪農高度化事業

高付加価値乳製品の製造のための加工施設の整備、又は高品質な生乳生産の推進のための生乳検査指導体制の整備に要する生乳検査機器等の整備を行った。

(キ) 地域酪農高度化推進事業

高品質生乳生産のための検討会の開催、酪農家への濃密かつ重点的な乳質改善の特別指導を実施した。

4 乳業及び流通の合理化対策

(1) 本事業の趣旨

近年、国際化への対応、内外格差の縮小等が求められるなか、酪農の生産性向上が図られているところで

あるが、乳業及び流通について、その合理化を図ることにより、消費者の納得し得る価格での牛乳乳製品の供給に資することを目的としたものである。

(2) 事業の実施概要

ア 乳業合理化総合推進対策事業

(ロ)日本乳製品協会及び都道府県等は、乳業の規模及びその立地の適正化のためのビジョンに即し、関係者との調整を図りつつ、乳業の合理化等に関する指導等を行った。

イ 飲用牛乳等地域流通販売活性化事業

(ロ)全国牛乳普及協会は、地域における飲用牛乳等の流通販売の活性化を図るための活性化計画の策定等を実施した。

5 乳製品に係るUR交渉

ウルグアイ・ラウンド（UR）交渉は、61年以来7年余りにわたる交渉の末、平成5年12月15日、ジュネーブで開催された貿易交渉委員会（TNC）において実質的に終了した。農業合意の基本的な構造は、農産品の国内支持、市場アクセス、輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、原則として6年間かけて実施していこうというものである。

乳製品に関しては、

(1) すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を6年間で最低15%削減。

(2) 指定乳製品等の畜産振興事業団による輸入は存続。

(3) 現行の輸入アクセス機会を維持、特に畜産振興事業団による輸入は、生乳換算で13万7千トン。

という内容であるが、関税相当量の水準が相当高いこともあり、当面は国内への影響は少ないものと考えられる。

また、UR合意の受入れに伴い、政府は国内対策に万全を期すため、平成5年12月17日に「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」を閣議了解するとともに、内閣総理大臣を本部長とする「緊急農業農村対策本部」を設置した。

表2 主要な乳製品の関税相当量（TE）又は一般関税

	基準関税水準	→ 2000年
脱脂粉乳	465¥/kg+25%	396¥/kg+21.3%
バター	1,159¥/kg+35%	985¥/kg+29.8%
全脂粉乳	720¥/kg+30%	612¥/kg+25.5%
全脂加糖れん乳	599¥/kg+30%	509¥/kg+25.5%
脱脂加糖れん乳	299¥/kg+30%	254¥/kg+25.5%
脱脂無糖れん乳	599¥/kg+30%	509¥/kg+25.5%

ホエイパウダー	500¥/kg+35%	425¥/kg+29.8%
クリーム（脂肪分45%以下）	747¥/kg+25%	635¥/kg+21.3%
ヨーグルト	1,076¥/kg+35%	915¥/kg+29.8%
プロセスチーズ	40%	40%
ナチュラルチーズ		
（ゴーダー、チェダー）	35%	29.8%
（粉チーズ）	35%	26.3%
（ビザ用冷凍チーズ）	35%	22.4%
アイスクリーム		
（しよ糖50%未満）	28%	21%
フローズンヨーグルト	35%	26.3%
調製食用脂	1,363¥/kg+35%	1,159¥/kg+29.8%
ココア調製品（無糖）	25%	21.3%

第3節 畜産物の価格流通対策

1 畜産振興審議会

畜産振興審議会は、農林水産省設置法に基づき農林水産省の附属機関として設置されており、その運営は畜産振興審議会令及び畜産振興審議会運営規程により行われている。

第33回畜産振興審議会は、6年3月17日農林水産省三番町分庁舎において開催された。

なお、委員の任期は「審議会令」により2年とされているが、任期途中で、岸明正委員（全国農業協同組合連合会副会長）、濱口優委員（協同組合日本飼料工業会会長）、向田孝志委員（北海道副知事）、青木喜久弥特別委員（全国農業協同組合連合会専務理事）、大島遯弥特別委員（飼料輸出入協議会理事長）、永澤悟特別委員（社団法人北海道農業開発公社理事長）が辞任され、新たに5年12月16日付けで橋本達雄委員、高須博委員、松田利民委員、堀崎特別委員、濱武秀特別委員、向田孝志特別委員がそれぞれ任命された。委員及び特別委員は次のとおりである。

畜産振興審議会委員

石倉 皓哉	全国農業協同組合中央会常務理事
伊藤 研一	日本ハム・ソーセージ工業協同組合副理事長
大伏 孝治	財団法人日本食肉流通センター理事長
今村奈良臣	東京大学農学部教授
大木美智子	消費科学連合会副会長
香川 芳子	女子栄養大学学長
北原 三平	全国町村会常任理事
栗原 喜一	共同通信社編集委員兼論説委員
桑原 茂人	読売新聞社論説委員
佐藤 洋子	東京都豊島区立男女平等センター所長

島津 正	日本大学農獣医学部教授
正野 勝也	社団法人日本乳製品協会会長
白根 亨	社団法人中央畜産会副会長
関谷 俊作	農用地整備公団理事長
高須 博	協同組合日本飼料工業会会長
塚田 實	財団法人畜産近代化リース協会理事長
西田 孝雄	社団法人全国和牛登録協会会長
橋本 達雄	全国農業協同組合連合会副会長
花木 常夫	社団法人日本養鶏協会副会長
松田 利民	北海道副知事
松山 光治	日本中央競馬会副理事長
森 整治	東京穀物商品取引所理事長
安原 正	農林漁業金融公庫副総裁
吉田小夜子	養豚自営業
和田 恭三	酪農自営業
	畜産振興審議会特別委員
石田 政春	社団法人日本食肉市場卸売協会会長
入谷 明	近畿大学生物理工学部教授
甲斐 諭	九州大学農学部助教授
金川 幹司	社団法人北海道酪農協会会長
亀岡 暄一	東京農業大学農学部教授
古賀 脩	九州東海大学農学部教授
木場 貞夫	全国農業会議所事務局長
清水 昌夫	社団法人日本食鳥協会会長
高原 弘	全国畜産農業協同組合連合会専務理事
竹内 啓	山口大学農学部教授
竹中 久一	全国食肉事業協同組合連合会会長
戸田 清治	社団法人日本卵業協会会長
内藤 進	社団法人全国肉用牛協会専務理事
中瀬 信三	社団法人家畜改良事業団理事長
西原 高一	社団法人中央酪農会議専務理事
温 忠明	全国酪農協同組合連合会常務理事
野村 慶一	全国乳業協同組合連合会理事
濱 武秀	飼料輸出入協議会理事長

藤原 房子 日本経済新聞社編集局婦人家庭部編集委員

堀 高 全国農業協同組合連合会常務理事

堀内 潤一 全国開拓農業協同組合連合会専務理事

水間 豊 東北大学農学部名誉教授

向田 孝志 財団法人北海道農業開発公社理事長

武藤 正 全国牛乳商業組合連合会会長

審議会の各部会委員及び特別委員は、次のとおり指名された。

【家畜改良増殖部会】

委員 伊藤研一、大伏孝治、島津正、正野勝也、塚田實、西田孝雄、花木常夫、吉田小夜子

特別委員 入谷明、金川幹司、中瀬信三、堀高、水間豊

【酪農部会】

委員 石倉皓哉、大伏孝治、今村奈良臣、大木美智子、香川芳子、北原三平、栗原喜一、桑原茂人、佐藤洋子、島津正、正野勝也、白根亨、関谷俊作、塚田實、橋本達雄、松田利民、松山光治、安原正、和田恭三

特別委員 甲斐諭、西原高一、温忠明、野村慶一、藤原房子、向田孝志、武藤正

【養鶏部会】

委員 石倉皓哉、大木美智子、桑原茂人、佐藤洋子、関谷俊作、高須博、花木常夫

特別委員 古賀祐、清水昌夫、竹内啓、戸田清治、中瀬信三、藤原房子、堀高、水間豊

【食肉部会】

委員 石倉皓哉、伊藤研一、大伏孝治、今村奈良臣、大木美智子、香川芳子、北原三平、栗原喜一、桑原茂人、佐藤洋子、白根亨、関谷俊作、塚田實、橋本達雄、松山光治、安原正、吉田小夜子、和田恭三

特別委員 石田政春、甲斐諭、高原弘、竹中久一、内藤進、藤原房子、堀内潤一、水間豊

【飼料部会】

委員 大伏孝治、今村奈良臣、北原三平、栗原喜一、白根亨、関谷俊作、高須博、塚田實、西田孝雄、橋本達雄、松田利民、松山光治、安原正

特別委員 亀岡暄一、木場貞夫、温忠明、濱武秀
農林水産大臣から諮問された事項を審議するため、3月23日に飼料部会、3月29日に食肉部会、3月30日に酪農部会がそれぞれ開催され、3月23日の飼料部会においては、「6年度飼料需給計画」(諮問別記(1))、3月29日の食肉部会においては、「6年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(2))、「6年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を定めるに当たり留意す

べき事項」(諮問別記(3))、3月30日の酪農部会においては、「6年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(4))につき審議が行われた。

これらの各部会で審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記(5))がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、6年度の指定食肉の安定価格、加工原料乳の保証価格等が決定され、3月31日に告示(別記(6))された。

別記(1)

6畜B第277号

平成6年3月17日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 畑 英次郎

諮問

飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)第3条の規定に基づき政府が行う輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しに関する平成6年度飼料需給計画を別紙のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

平成6年度飼料需給計画(案)

(単位：千トン)

区 分	平成5年度末 保管数量	買入数量	売却数量	平成6年度末 保管数量
小 麦	247	1,385	1,350	282
大 麦	712	1,622	1,600	734
計	959	3,007	2,950	1,016

別記(2)

6畜A第526号

平成6年3月17日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 畑 英次郎

諮問

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成6年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(3)

6畜A第527号

平成6年3月17日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 畑 英次郎

諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成6年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(4)

6 畜A第578号

平成6年3月17日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 畑 英次郎

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成6年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(5)

(飼料部会)

6 畜審第3号

平成6年3月23日

農林水産大臣 畑 英次郎殿

畜産振興審議会

会長 森 整治

平成6年度飼料需給計画について（答申）

平成6年3月17日付け6畜B第277号をもって諮問のあった平成6年度飼料需給計画案については、これを適当と認める。

なお、併せて下記のとおり決議する。

記

畜産物の安定供給と生産コストの低迷を図る上にあって生産資材費の節減が極めて重要であること等に鑑み、次の点に留意して飼料行政を的確に推進すること。

- 1 自給飼料については、生産コストの引下げと飼料生産基盤の強化により大家畜畜産経営の体質強化を図ることが必要であることに鑑み、飼料生産基盤の拡充整備、低利用の耕地の有効利用、稲わら等の利活用、林野等の畜産的利用の推進等に一層努めるとともに、公共牧場の活用等による放牧利用、飼料生産の組織化・外部化、有料な草種・品種の導入等の促進を図ること。
- 2 濃厚飼料については、製造・流通の合理化等を通じて適正な価格形成が図られるよう一層の努力を払うこと。政府操作飼料についても、従来の経緯に配

慮しつつ、加工コストの低減を図るとともに、畜産農家の多様なニーズに応えるよう努めること。また、原料事情や為替相場の動向が飼料価格に適切に反映されるよう配慮すること。

飼料穀物の備蓄対策については、引き続きその円滑な運用を図るとともに、配合飼料価格安定のための基金については、運用の改善も含め、将来の補てんに十分備えるよう努めること。

更に、畜産物の安全性確保に対する社会的要請の高まりに応え、都道府県との連携による流通飼料の安全性確保体制の整備に万全を期すこと。

(食肉部会)

6 畜審第4号

平成6年3月29日

農林水産大臣 畑 英次郎殿

畜産振興審議会

会長 森 整治

答 申

平成6年3月17日付け6畜A第526号で諮問があった平成6年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成6年3月17日付け6畜A第527号で諮問があった平成6年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 豚肉及び牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方である安定価格を決めることは、やむを得ない。
- 2 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示され考え方である決めることは、やむを得ない。合理化目標価格については、平成6年度につき試算に示され考え方である決めることは、やむを得ない。

(別紙)

建 議

- 1 ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意を踏まえ、長期的視点に立って我が国畜産業の安定及び健全な発展が図られるよう、畜産に関する新たな中長期展望を確立し、施策の総合的な推進を図ること。
- 2 ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意の実施とも関連して、食肉及び子牛の価格安定に関する施策が適切に機能を発揮するよう、生産・流通・消費

の実態を踏まえ、適時適切に措置すること。

- 3 牛肉の輸入自由化による牛肉価格の低下に対処するため、肥育経営の安定緊急対策を推進するとともに、肉用子牛の価格が合理化目標価格を下回って推移していることに伴う都道府県肉用子牛価格安定基金協会の借入金の償還円滑化対策を講ずること。
- 4 肉用牛生産については、新技術の実用化及びその普及定着、優良繁殖雌牛資源の確保等の対策を進めること。特に、肉用子牛生産の維持拡大を図るための措置を講ずること。
- 5 養豚経営の安定と発展を図るため、優良種豚の確保対策及び優良系統豚の導入促進並びに生産技術の改善・普及等による肉豚の生産性向上対策を推進するとともに、組織的な生産活動の推進等による活性化対策を講ずること。
- 6 肉用牛及び養豚経営の体質を強化するため、経営・財務・管理等に係る指導体制を充実するとともに、負債の借換えに必要な資金の融通措置を拡充すること。
また、家畜ふん尿等に係る環境保全対策及び畜産に関する環境保全技術の開発を積極的に推進すること。
- 7 生産者から消費者に至る食肉の流通合理化・高度化を一層推進するため、産地段階から消費地段階を通じ施策の総合的な展開を図ること。
- 8 食肉に関する国産その他の表示の適正化、食肉に関する知識及び情報の普及、食肉消費の拡大等の施策を推進するとともに、食肉等の安全性の確保に努めること。

平成6年度畜産物価格（指定食肉及び指定肉用子牛）

1 指定食肉安定価格

（単位：円/kg）

安定上位価格 安定基準価格

平成5年度

牛	肉	1,175	905
豚	肉	565	400

平成6年度

牛	肉	1,140	875
豚	肉	540	400

2 指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格

（単位：円/頭）

保証基準価格 合理化目標価格

平成5年度

黒毛和種	304,000	267,000
------	---------	---------

褐毛和種	280,000	246,000
その他の肉専用種	211,000	173,000
乳用種	164,000	134,000
平成6年度		
黒毛和種	304,000	267,000
褐毛和種	280,000	246,000
その他の肉専用種	208,000	163,000
乳用種	162,000	126,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成6年4月1日から平成7年3月31日までとする。

（酪農部会）

6畜審第6号

平成6年3月30日

農林水産大臣 畑 英次郎殿

畜産振興審議会

会長 森 整治

答 申

平成6年3月17日付け6畜A第578号で諸問のあった平成6年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

政府諸問に係る保証価格等及び限度数量については、一部に不満があったが、生産条件、消費の動向、需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、政府試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

（別紙）

建 議

- 1 我が国酪農をめぐる内外の情勢が厳しさを増していることにかんがみ、希望の持てる酪農経営の確立を目標として、長期的展望に立って我が国酪農の安定及び健全な発展を図ること。
- 2 ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意、冷害による飼料作物の不作等酪農経営が直面する厳しい情勢に対処し、酪農経営の合理化を図るための対策を緊急特別に実施すること。
- 3 生乳需給の安定等を図るため、生産者が自主的に取り組む需給調整対策及び乳製品の調整保管等に係る基金造成に対して必要な助成措置を講ずること。また、飲用牛乳の供給安定を図るため、余乳調整体制の強化対策を講ずること。

4 今後需要の拡大の見込まれる国産ナチュラルチーズの振興を引き続き図るため、新たな基金の造成を行うこと。

5 最近の消費の動向及び国民の栄養摂取の実態にかんがみ、牛乳・乳製品に関する知識及び情報の普及を通じ消費の一層の拡大に努めること。

さらに、牛乳・乳製品に係る新技術の開発、導入及び新商品開発等を促進すること。

6 酪農の担い手の定着化とゆとりある酪農経営の安定的発展に資するため、酪農ヘルパー制度等の充実を図ること。

7 経産牛及び乳用初生牛の活用による乳肉複合経営を推進すること。

8 酪農経営の体質を強化するため、経営・財務管理等にかかる指導体制を充実するとともに、負債の借り換えに必要な資金の融通措置を拡充すること。

9 家畜ふん尿等にかかる環境保全対策及び環境保全技術の開発を積極的に推進すること。

10 乳製品需要のは行性にかんがみ、乳成分取引の推進について検討すること。

平成 6 年度加工原料乳保証価格等総括表

	5 年度	6 年度 (対前年度増減比)
保証価格	76.75円/kg	75.75円/kg (△1.3%)
基準取引価格	65.26円/kg	64.26円/kg (△1.5%)
限度数量	235万トン	230万トン (△2.1%)
安定指標価格		
バ タ ー	1,032円/kg	993円/kg (△3.8%)
脱脂粉乳	12,841円/25kg	12,841円/25kg (0.0%)
全脂加糖れん乳	8,055円/24.5kg	8,055円/24.5kg (0.0%)
脱脂加糖れん乳	7,193円/25.5kg	7,193円/25.5kg (0.0%)

(注) * 別途、酪農経営の一層の合理化の観点から 2 円/kg、冷害等による飼料作物の減収による影響緩和の観点から 1 円/kg、合計 3 円/kg の特別助成を行うこととする。

(別記 6)

農林水産省告示第 610 号

畜産物の価格安定等に関する法律 (昭和 36 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 6 年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第 6 項の規定に基づき告示する。

平成 6 年 3 月 31 日

農林水産大臣 畑 英次郎

1 畜産物の価格安定等に関する法律施行規則 (昭和 36 年農林省令第 58 号。以下「規則」という。) 第 3 条第 1 項第 1 号の豚半丸枝肉 1 キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額 (消費税額分を含む。) とする。

(1) 皮はぎ法により整形したもの	
安定基準価格	400円
安定上位価格	540円

(2) 湯はぎ法により整形したもの	
安定基準価格	370円
安定上位価格	500円

2 規則第 3 条第 2 項第 1 号の牛半丸枝肉 1 キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額 (消費税額分を含む。) とする。

安定基準価格	875円
安定上位価格	1,140円

農林水産省告示第 611 号

肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和 63 年法律第 98 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 6 年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第 8 項の規定に基づき告示する。

平成 6 年 3 月 31 日

農林水産大臣 畑 英次郎

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額 (消費税額分を含む。) とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	1 頭につき、 304,000円
褐毛和種	1 頭につき、 280,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1 頭につき、 208,000円
肉専用種以外の品種	1 頭につき、 162,000円

農林水産省告示第 612 号

肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和 63 年法律第 98 号) 第 5 条第 2 項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第 8 項の規定に基づき告示する。

平成 6 年 3 月 31 日

農林水産大臣 畑 英次郎

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額 (消費税額分を含む。) とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	1頭につき、 267,000円
褐毛和種	1頭につき、 246,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の 肉専用種の品種	1頭につき、 163,000円
肉専用種以外の品種	1頭につき、 126,000円

2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成6年4月1日から平成7年3月31日までとする。

告 示

農林水産省告示第613号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき、平成6年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

平成6年3月31日

農林水産大臣 畑 英次郎

1 加工原料乳の保証価格

単 位 保証価格

1キログラム 75.75円

2 加工原料乳の基準取引価格

単 位 基準取引価格

1キログラム 64.26円

3 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

2,300千トン

4 指定乳製品の安定指標価格

種 類	単 位	安定指標価格
バター	1キログラム	993円
脱脂粉乳	25キログラム	12,841円
全脂加糖れん乳	24.5キログラム	8,055円
脱脂加糖れん乳	25.5キログラム	7,193円

注1 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、乳脂肪分3.5パーセントの加工原料乳について定めたものである。

2 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、加工原料乳の生産者が加工原料乳を乳業者に販売する場合の工場渡し価格について定めたものであり、指定乳製品の安定指標価格は、指定乳製品の

生産者が指定乳製品を需要者に販売する場合の需要者の倉庫渡し価格について定めたものである。

2 畜産振興事業団の業務の運営状況

(1) 資本金及び交付金

ア 資本金

事業団の資本金は、5年度末現在で政府出資108億2,218万円、乳業者等の民間出資4億7,670万円(民間出資者数86名)、合計112億9,888万円である。

イ 交付金

5年度において、国から事業団に交付された交付金は、学校給食用牛乳供給事業に対する補助に要するもの53億2,291万円、加工原料乳に対し不足払を行う指定生乳生産者団体補給交付金の交付に要するもの269億1,140万円、肉用子牛生産の安定及びその他食肉に係る畜産の振興に資するための肉用子牛生産者補給金等の交付等に要するもの799億3,482万円の合計1,121億6,913万円であった。

(2) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

5年度の生乳生産量は、生産者団体が9月から計画生産の下方修正を実施したことから、7年ぶりに前年度を下回る855万トン(前年度比98.2%)となった。

主要乳製品であるバター及び脱脂粉乳の5年度における生産量は、飲用需要の減少に加え、れん乳、全粉乳に対する需要の大幅な減少によりバターが前年度比105.6%、脱脂粉乳が前年度比101.7%となり、大幅に増加した前年度を更に上回った。

バター及び脱脂粉乳の市況は、景気の低迷、天候不順要因等の需給緩和の影響を受けて年度を通じて低下し、特にバターの在庫量が高水準であったことから、指定助成対象事業で造成された「生乳需給調整基金」による過剰在庫バターの調整保管等の事業が8月から発動されたが、9月以降安定指標価格を下回り推移した。

イ 指定食肉

指定食肉の5年度における卸売価格は、牛肉については、おおむね安定価格帯の中心価格を上回って推移したが、豚肉については、5年10月に安定基準価格を下回ったため、指定助成対象事業として調整保管を実施する等の措置を講じたことから6年2月以降価格は上昇し、その後は堅調に推移した。

ウ 鶏卵

5年度の鶏卵の補てん基準価格は173円/kgと定められた。卸売価格は5年度に入っても低価格で推移したため、5年度は卵価安定基金による価格差補てんが毎月(6年2月以降打ち切り)行われるとともに、卵 全

国液卵公社による買上げが 7 月から 9 月に実施された。

(3) 債務保証業務

ア 運転資金

5 年度の期首保証残高は 4 億 300 万円 (9 件) であったが、本年度における新規保証額は 4 億 2,300 万円 (9 件)、消滅額は 4 億 300 万円であったので、年度末保証残高は 4 億 2,300 万円となった。

イ 設備資金

3 年度の期首保証残高はなく、また、本年度における新規保証はなかった。

(4) 助 成 業 務

ア 学校給食用牛乳供給事業

5 年度においては、前年度に引き続き、学校単位毎の牛乳供給日数に応じた助成を実施し、牛乳供給量 48 万 1,810kl について、合計 54 億 8,854 万円の補助を行った。本事業により学校給食用の牛乳供給を実施した学校は、小学校 2 万 3,847 校 (全国総数対比 97.7%)、中学校 9,407 校 (同 84.6%)、夜間高等学校 812 校 (96.9%) 及びその他校 811 校 (85.6%) で、合計 3 万 4,877 校 (同 93.5%) であった。

また前年度に引き続き、学校給食用牛乳の消費定着を促進するための事業に対し、1,489 万円の補助を行った。

イ 指定助成対象事業

5 年度の指定助成対象事業については、生産対策事業、流通消費善対策事業及び価格対策事業等 82 事業に対し、補助事業としては 748 億 3,647 万円、出資事業としては 34 億円、合計 782 億 3,647 万円の助成を行った。

(5) 加工原料乳生産者補給金交付業務

5 年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量 235 万 t に対し、実績数量 265 万 t であり、限度数量全量について生産者補給交付金を交付した。その総額は、270 億 150 万円で、単価は 11 円 49 銭/kg (保証価格 76 円 75 銭と基準取引価格 65 円 26 銭との差額) であった。

(6) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

5 年度の生産者補給金は、「褐毛和種」3 万 0,228 頭を対象に 6 億 2,969 万円、「その他肉専用種」2 万 1,500 頭を対象に 8 億 1,700 万円、「乳用種」73 万 8,018 頭を対象に 221 億 4,054 万円、合計 219 億 6,322 万円を交付するとともに、33 億 6,567 万円の生産者積立助成金を交付した。

(7) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報

の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等

に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び流通に関する情報を収集し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。この経費の総額は 6 億 4,301 万円であった。

(8) 畜産物の需要増進業務

5 年度は、ラジオ、新聞、雑誌等従来から行っている媒体を通じた消費宣伝の事業に加えて、特産畜産物フェアの開催及び需要開発調査研究事業を実施した。この経費総額は、1 億 7,820 万円であった。

3 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

5 年度の牛肉の国内生産は、肉専用種は増加したものの、乳用種がやや減少し、全体では前年度とほぼ同水準の 41 万 6 千 t (部分肉ベース) となった。

3 年 4 月より輸入牛肉割当制度を廃止し、3 年度は在庫の取崩しが進んだため、輸入量は減少したが、4、5 年度と大幅に増加し、5 年度には 56 万 7 千 t (部分肉ベース) となった。

牛肉の卸売価格は、省令価格 (去勢牛の「B-2」「B-3」規格) についてみると、5 年度は夏以降年度末にかけて上昇し、年度平均では、前年度を上回る水準となった。

小売価格については、国内牛肉は前年度とほぼ同水準で推移した。

(2) 豚 肉

5 年度の豚肉生産は、ほぼ前年度並みの 101 万 t (部分肉ベース) となった。

5 年度の輸入量は、冷夏等の影響による国内価格の低落から、前年度を下回り、45 万 5 千 t (部分肉ベース) となった。

卸売価格は、例年上昇する夏場にもあまり上昇せず、年度平均では、前年度を下回る水準となった。

小売価格は、前年度とほぼ同水準で推移した。

(3) 鶏 肉

鶏肉の国内生産は元年度以降、前年並ないし前年をやや下回って推移しており 5 年度は 132 万 5 千 t となった。

卸売価格 (と体大) は元年以降、前年を上回る傾向で推移していたが、4 年度、5 年度は前年度を下回る水準で推移した。

(4) 鶏 卵

鶏卵の需要は、我が国の国民 1 人当たり年間消費量が世界でも極めて高い水準であるため、わずかな伸びで推移している。国内生産は、63 年度以降はほぼ前年並で推移していたが、3 年度以降やや増加し、5 年度

は0.9%増の260万tであった。

卸売価格は平成3年まで堅調に推移したものの4年1月以降低水準で推移しており、5年度は平均で161円であった。

4 食肉等の流通対策

(1) 家畜市場再編整備事業

肉畜の生産状況及び交通事情の変化に対応して、零細な家畜市場を計画的に再編整備し、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適正な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を図ることとしている。(5年度1か所補助)

(2) 総合食肉流通体系整備促進事業

食肉需給規模の拡大に対応して、広域的な肉畜の生産圏を単位として食肉流通体系の整備を推進することとし、と畜解体・部分肉処理施設、貯蔵保管用冷蔵庫を併せもつ基幹的な食肉処理流通施設を引き続き整備

し、広域的、計画的な集荷体制の整備と消費地への円滑な流通を促進することとした。

5年度は、基幹施設1か所について補助した。

(3) 鶏卵流通改善事業

我が国の脆弱な液卵製造、流通体制を整備することにより、良質液卵のコストの低減、品質の安定・向上を実現させ、国産良質液卵の需要拡大を図るとともに、輸入液卵需要者に対する国産液卵利用の道を開き、鶏卵生産の安定に資することとした。

(4) 食肉小売適正化対策指導事業

食肉小売段階の改善を図り、消費者の合理的な食肉購買を促進するため、各都道府県知事が指定した標準食肉販売店において、食肉小売品質基準に基づく適正表示販売を行わせるとともに、消費者モニターによる販売状況調査及び県段階で消費者モニターと業界との定期的な懇談会を実施した。

表3 食肉・鶏卵の需給の推移

(単位: t)

区 分	牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉	合 計	鶏 卵
2年度 生産量	554,729	1,536,010	4,706	389	1,380,050	3,482,497	2,419,854
輸 出 量	55	3	0	0	7,744	7,802	95
輸 入 量	548,856	487,877	45,066	99,398	296,808	1,478,005	50,047
計	1,103,530	2,023,884	49,772	99,787	1,675,727	4,952,700	2,469,806
指 数	183.0	123.7	55.5	63.2	139.9	134.4	121.1
構 成 比	(22)	(41)	(1)	(2)	(34)	(100)	
3年度 生産量	580,962	1,464,613	4,925	410	1,357,687	3,408,683	2,532,221
輸 出 量	53	91	0	0	7,744	7,888	42
輸 入 量	467,034	631,224	48,883	115,429	296,808	1,559,378	72,886
計	1,047,943	2,095,746	53,808	115,839	1,646,837	4,960,173	2,605,065
指 数	173.8	128.1	60.0	73.3	137.5	134.6	127.8
構 成 比	(21)	(42)	(1)	(2)	(33)	(100)	
4年度 生産量	595,419	1,427,538	5,540	477	1,364,837	3,289,750	2,575,610
輸 出 量	66	103	0	0	12,988	13,157	68
輸 入 量	604,899	667,452	42,997	106,811	398,027	1,820,186	91,928
計	1,200,252	2,094,887	48,537	107,288	1,645,815	5,096,779	2,667,470
指 数	199.0	128.0	54.1	67.9	137.4	138.3	130.7
構 成 比	(24)	(41)	(1)	(2)	(32)	(100)	
5年度 生産量	594,520	1,437,792	6,578	480	1,325,027	3,364,397	2,598,311
輸 出 量	62	216	6	0	5,348	5,632	55
輸 入 量	809,873	649,776	39,559	90,498	389,821	1,979,527	98,523
計	1,404,331	2,087,352	46,131	90,978	1,709,500	5,338,292	2,696,779
指 数	232.9	127.6	51.4	57.6	142.7	144.9	132.1
構 成 比	26	39	1	2	32	100	

(注) 1 生産量(枝肉)は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」

2 輸出入量は大蔵省関税局「日本貿易月表」を枝肉換算

3 計は、(生産量－輸出量＋輸入量)である。

4 羊肉は山羊肉を含む。鶏肉の輸出入量発注家きん肉である。

5 指数は55年度を100として計算。同欄の()は同年の品目別合計を100とした構成比である。

表4 食肉・鶏卵の価格の推移

	牛		豚		鶏		(単位:円)	
	肉		肉		肉		鶏卵	
	卸売価格 去勢牛	小売価格 「肩肉」	卸売価格 「省令」	小売価格 「肩肉」	卸売価格 「と体」	小売価格 「もも肉」	卸売価格	小売価格
2年度	1,256(100)	386(104)	495(105)	153(102)	239(110)	108(102)	241(121)	344(119)
3年度	1,174(94)	392(102)	536(108)	158(103)	247(103)	110(102)	214(89)	331(96)
4年度	1,025(87)	398(102)	500(98)	161(102)	240(97)	113(103)	163(76)	272(82)
5年度	1,057(103)	395(99)	451(90)	160(99)	222(92)	111(98)	161(99)	272(100)
4月	1,030(100)	391(99)	525(99)	157(97)	235(78)	113(102)	162(109)	263(103)
5月	984(102)	395(100)	478(88)	159(99)	224(87)	111(100)	162(108)	280(110)
6月	921(92)	389(98)	489(82)	159(99)	221(88)	112(99)	154(108)	272(105)
7月	1,063(104)	393(100)	516(90)	159(99)	229(92)	112(99)	137(98)	260(105)
8月	1,036(98)	393(100)	427(80)	160(99)	222(92)	112(100)	141(100)	247(101)
9月	1,068(100)	391(98)	423(78)	160(99)	220(92)	112(100)	157(86)	261(100)
10月	1,087(102)	397(99)	407(93)	162(100)	220(99)	111(98)	172(91)	290(95)
11月	1,097(104)	394(98)	409(98)	162(101)	217(98)	110(97)	153(83)	274(93)
12月	1,188(109)	401(100)	432(98)	159(99)	221(99)	109(96)	171(88)	277(94)
6年								
1月	1,074(108)	399(100)	415(101)	162(101)	221(96)	110(96)	141(96)	245(93)
2月	1,101(112)	403(100)	439(95)	162(101)	217(98)	109(96)	183(97)	286(95)
3月	1,030(105)	394(99)	449(88)	159(100)	218(99)	110(96)	194(133)	303(107)

資料：卸売価格は統計情報部「食肉流通統計」「プロイラー流通統計」「鶏卵市場流通統計」による東京における1kg当たり価格。

小売価格は総理府「小売価格調査報告」による東京都区分における100g当たり価格。但し卵は1kg当たり価格。

(注)：1 ()内は前年同月比(%)である。

2 牛肉、豚肉の価格には消費税額を含む。

表5 食肉加工品生産量の推移

	(単位:千t)			
	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
2年度	178(96)	69(97)	276(97)	523(97)
3年度	176(98)	74(106)	293(106)	542(104)
4年度	170(97)	75(101)	298(102)	543(100)
5年度	166(97)	78(104)	304(102)	547(101)

資料 畜産局「食品加工生産量調査」

(注) ()内は前年度比%

5年度は15県において約2,500店が標準食肉販売店の指定を受け32県において懇談会を68回開催し、本事業の推進に当たった。

5 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年度法律第98号)に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産補給制度」を平成2年度より実施しており、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を

講じている。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降、補てん財源の構成について助成している。

(3) 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵の衛生的な生産確保のためのモニタリング衛生検査体制の整備を行うとともに、鶏卵等の衛生的流通、処理のために必要な施設等の整備を行うことにより鶏卵等の衛生的な生産・供給体制の確立を図ることとした。